

令和5年度第2回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

日 時：令和6年2月1日(木) 午前10時00分～12時00分

開催場所：広島県自治総合研修センター第2研修室

出席者：（敬称略）

| | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 【座長】 | 谷本 昌太 | （県立広島大学人間文化学部長） |
| 学識経験者 | 山内 雅弥 | （国立大学法人広島大学広報担当主幹） |
| | 細野 賢治 | （国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科教授） |
| | 溝口 嘉範 | （広島女学院大学人間生活学部准教授） |
| 消費者代表 | 福島 守 | （広島県生活協同組合連合会事務局長） |
| | 栗原 理 | （公益社団法人広島消費者協会会長） |
| | 弓場 美代 | （広島県地域女性団体連絡協議会会長） |
| 生産者代表 | 原田 敦司 | （全国農業協同組合連合会広島県本部専任部長） |
| | 渡邊 雄蔵 | （広島県漁業組合連合会専務理事） |
| 事業者代表 | 中本 哲夫 | （一般社団法人広島県食品衛生協会常務理事） |
| | 松永 晋一郎 | （日本チェーンストア協会中国支部） |
| | 石川 秀次郎 | （広島県スーパーマーケット協会） |

1 議事次第

(1) 開会

(2) 挨拶 増井健康危機管理担当部長(北原健康福祉局長代理)

(3) 議事

- ① 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の進捗状況について
- ② 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」次年度の取組について
- ③ 令和6年度食品衛生監視指導計画（案）について
- ④ 追加議題「有機フッ素化合物PFAS」について
- ⑤ 情報提供「子育て応援イクちゃんサービス」参加店募集の周知協力について
- ⑥ 情報提供「いわゆる健康食品とその正しい使い方」講演会開催について

2 配布資料

資料1 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン数値目標に係る
令和5年度の実績（見込）

資料2 講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合を把握するための
アンケート調査について

資料3 食品衛生に係るアンケート調査について

資料4 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 令和6年度の計画（案）

資料5 令和6年度食品衛生監視指導計画の概要（案）

資料6 追加議題「有機フッ素化合物PFAS」について

資料7 情報提供「子育て応援イクちゃんサービス」参加店募集の周知協力について

資料8 情報提供「いわゆる健康食品とその正しい使い方」講演会開催について

参考資料1 食品の安全に関する基本方針及び推進プランの概要

3 議事概要

【座長】

本日の協議会では、食品の安全に関する基本方針及び食品の安全に関する推進プランの進捗状況について、行政・生産者・事業者・消費者それぞれの立場で協議をお願いする。

①「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の進捗状況について

【事務局】

・資料1により、食品の安全に関する基本方針及び推進プラン数値目標に係る令和5年度の実績見込みについて説明

数値目標については、衛生管理の柱の2項目が達成見込み。危機管理、食品表示及びリスクミの柱の数値目標は令和7年度の評価。

推進プランに関わる数値目標実績見込について、衛生管理に関する数値目標の「有症者50人以上の集団食中毒事件数（過去5年平均）は0.6件で今年度目標の2.4件以下を達成。また「講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合」は67%で今年度目標の50%を達成。残りの3項目については令和7年度に評価。危機管理に関する数値目標の「回収着手報告書提出までの所要日数」については中央値1日（平均2日）となった。食品表示に関する数値目標の「表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）は21件となった。最後に、リスクミに関する数値目標の「食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合」については13%となった。

【座長】

ただいまの説明について、何か質問はないか。

【山内委員】

有症者50人以上の集団食中毒事件数の過去5年平均が0.6件とのことだが、今年度発生した事件の件数などはいかがか。

【事務局】

令和5年に発生した食中毒は19件で、そのうち有症者が6名以上の集団食中毒が7件、散発食中毒が12件という結果だった。

【座長】

それは令和4年、3年と比較すると増えたのか。

【事務局】

令和4年、3年はコロナ禍で外出機会が減ったためか食中毒は減少傾向にあったが、令和5年は若干増加傾向だった。新型コロナウイルスが感染症法上の5類感染症に移行したことから外出の機会も増えたことが要因の一つではないかと考えている。

【座長】

引き続き監視指導の方よろしく願います。

【溝口委員】

講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合について、令和3年から4年にかけては順調に伸びているが、令和5年度は伸びが鈍化している理由は。

また、リスクミについて、食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合に対する取組として、ホームページやSNSがあるが、具体的にどのような取組があるか。

【事務局】

HACCPの理解度については、次の資料でも御説明するが、事業内容別での割合は製造業、給食施設、販売・その他は横ばい又は増加傾向にあったが、飲食店が昨年度65%から今年度60%に減少した。製造業、給食施設は法改正前から元々レベルの高い衛生管理手法を取っていた施設が多く、HACCPに対する意識も高かったものと考えられる。来年度は飲食店に対する周知を強化したいと考えている。また、リスクミに関するホームページ・SNSでの取組については、危機管理マニュアル

を県のホームページに掲載している。これは事業者が消費者から苦情を受けた際に、誰がどのように対応するかを予め決めておくマニュアルの雛型となるが、いざという時の対応に困らないようホームページでの周知に加え、通常監視や講習会の際に事業者の方に御紹介している。

・資料2により、講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合を把握するためのアンケート調査について説明

【事務局】

HACCPを理解している者の割合を把握するために、保健所で開催する食品事業者を対象とした食品衛生講習会の受講者の方に対して、アンケート調査を実施している。

理解している者の割合は67%と、令和4年度より2%ほど減少していた。事業の内容別の内訳は、飲食店で60%、製造加工業で78%、給食施設で81%、販売業その他で64%という結果だった。令和6年度も講習会等でHACCPを理解している者の割合を増やしていきたいと考えている。

・資料3により、食品衛生に係る苦情等のアンケート調査について説明

広島県と包括的連携協定を結ぶ第一生命保険株式会社様と連携したアンケート調査を毎年実施している。食品の安全に関する意識割合を調査する内容とし、併せて農林水産物の認証制度についても御存じか否かの設問を入れた。実施期間は昨年12月8日から本年1月31日で、結果は現在集計中のため、次回の協議会で報告する予定。

【座長】

ただいまの説明について、何か御意見、御質問はないか。

【細野委員】

HACCPの理解度調査について、事業内容別の割合が示されたが、その中でさらに規模別での内訳は把握しているか。

【事務局】

アンケート調査用紙にもあるように、回答いただく事業内容を飲食店、製造（加工）業、給食施設、販売業・その他としており、営業規模等の詳細については把握していない。

【細野委員】

小規模な事業者について理解度が低い傾向にあるのではないかと予想されるが、そのようなデータを基に取組をされるとより効果的なものとなるのではないかとと思うので検討いただきたい。

【事務局】

ありがとうございます。

【山内委員】

先日の中国新聞の記事にもあったが、食品衛生法の改正により手作りの漬物を販売するには営業許可を新たに取得する必要がある。個人で出荷されている方々に対して、行政、JAとしてのサポートは何かあるか。

【農業技術課】

農林水産局としては生産者サイドへの対応となるが、販売連携推進課においてアドバイスさせてい

ただいっており、市や町、J A等を通じて生産者から相談があればフォローしていきたいと考えている。

【事務局】

衛生サイドとしての取組については、道の駅やJ Aと協力してどうしたら営業許可が取れるかといった相談に各保健所に対応している。また道の駅と協力して講習会等も実施している。

【全国農業協同組合連合会広島県本部】

現状は、J A組織単体では有効な策がなく難しい状況。対応可能な生産者は順次移行しているが、製造を断念される出荷者もおられ、我々としては非常に残念な状況であると思っている。

【細野委員】

食品衛生法改正により、自宅で漬けた漬物が提供できなくなる。直売所の目玉商品として販売できることは、中山間地域の高齢者にとっては生き甲斐の一つ。製造できる施設がなく断念される状況について、自治体、J A、RMO等が連携して生産者が共同で製造できる製造所を作るなど関係機関にはぜひ御配慮をお願いしたい。

【座長】

細野先生にお聞きするが、生産者方の声が行政に対し挙げられていない状況にもあるのだろうか。

【細野委員】

具体的に誰に相談すればいいのか分からないということかと思う。安芸太田町内に新しくできる道の駅の関係者方の状況では、現状に焦りつつも声が挙げられていないとも聞く。

【座長】

関係の方々よろしく願います。

② 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 令和6年度取組計画について

・資料4により、次年度取組について説明。

【事務局】

令和6年度の目標について、有症者50人以上の集団食中毒事件数（過去5年平均）は、2.2件、講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合は60%を目標としている。なお、今年度から新たに始めたHACCP講習動画の配信については、次年度も継続して実施する予定。

【座長】

今の説明について、何か御意見、御質問等ないか。

私の方から1つ質問する。昨年、食中毒予防期間の内容を変更したが何か影響はあったか。

【事務局】

特に影響はない。取材が複数あり、広報もできたと考えている。

【広島県生活協同組合連合会】

表示違反による回収件数について、単年では減少傾向にはあるが、ここ3年間減っていない状況であり、令和7年度までに8件以下とするため、強化する取組はあるか。また、食品表示ウォッチャー

について、消費者が店頭で商品をチェックすることに対して批判的な目で見られる傾向があり、じっくり見られない状況がある。消費者にとって表示を見ることは商品を選ぶ上で重要なことであり、ウォッチャーは大切な取組。もっと社会的認知が上がるようPRしていただきたい。またチェーンストア協会さん、スーパーマーケット協会さんもこの場に居られますのでお願いとなるが、ぜひウォッチャーに対し温かい目で見えていただきたい。

【事務局】

今年度の表示違反内容では、期限表示の誤表記やアレルギー物質の表示漏れが多い状況だった。各種講習会での啓発に加え、保健所の通常監視時にもミスがないよう注意喚起を継続していく。

【広島県スーパーマーケット協会】

HACCPを理解している者の割合について、理解して実施もしているのが67%であるとの解釈でいいのか。

【事務局】

どこまでのレベルまで実施できているかまでは把握していない。保健所の通常監視において実施状況を確認し、衛生管理計画に足りないものがあれば追加するよう助言している。

【広島県スーパーマーケット協会】

目標自体はファジーなものであり、保健所が調査した実態ではないということか。

【事務局】

そのとおり。

③ 令和6年度食品衛生監視指導計画（案）について

・県及び保健所設置市から資料5により令和6年度食品衛生監視指導計画（案）の概要を説明。

【広島県】

令和5年度からの変更点は、年間立入目標延べ件数を18,000件から1,000件増の19,000件とした。これは各保健所の監視対象施設数の増によるもの。また、試験検査の件数を3,600検体から3,400検体に、輸入食品は250検体から240検体に減らした。

【広島市】

広島市では市民が安心して食を楽しむことができるまちづくりを目指して「監視指導体制の整備と連携の確保」、「効果的・効率的な監視指導の実施」、「自主衛生管理の促進」、「リスクコミュニケーションの推進」、「担当職員の資質の向上」を5つの基本方針に基づいて、食の安全・安心を確保するための取組を行う。なお、この計画案は2月1日から29日までパブコメを実施中。施設の立入検査については15,100件とし、試験検査については1,350検体としている。

【呉市】

主要な監視指導内容の食中毒予防対策として来年度新たにアニサキスを追加した。全国的にもアニ

サキスによる食中毒が増えており、生食鮮魚介類を取り扱う販売店や飲食店、また消費者に対して注意喚起を強化する。また年間立入目標件数について、今年度の目標 4,000 施設から来年度は 3,500 施設と、500 施設減とした。理由としては、法改正により許可届出が再編され対象施設数が減となったことがある。年間検査目標件数については、今年度の目標 420 件から来年度は 400 件と 20 件減とした。理由としては、立入目標件数と同様に許可届出再編により対象施設が減ったことによる。

【福山市】

内容については昨年度と同様で、立入目標件数は 7,500 件、収去検査は 800 検体としている。HACCP の衛生管理の定着に向けた取り組みとして、HACCP 講習会の開催の他、事業者からの個別の相談には丁寧な助言を継続していく。またホームページの他 LINE などの SNS を活用して、積極的に食中毒予防等の市民啓発を行っていきたいと考えている。

【座長】

ただいまの説明について、何か御意見・御質問はないか。広島市の立入件数と検査件数の年度変化についてはいかがか。

【広島市】

目標立入件数 22,000 件を 15,100 件に減らしているが、これは法改正により 1 施設 1 許可が原則となり対象施設が減ったことによる。また目標検査件数は 1,480 件を 1,350 件に減らしたが、これは昨年度 G7 広島サミットに伴い一時的に強化したものを戻したため。

【溝口委員】

各自自治体とも広く意見を聞くということで、パブリックコメントを実施されているが、例年のパブコメの件数などはいかがか。

【事務局】

今年度は 2 月 9 日から開始することとしており、昨年度は 0 件。

【広島市】

昨年度 0 件。

【呉市】

昨年度 0 件。

【福山市】

昨年度 1 件あったが、計画内容と関係ないと判断した。例年ほぼ 0 件。

【溝口委員】

このような会議等でも意見が出れば活用できるものと思うが、引き続き意見募集していただければと思う。また、法改正に伴い市民や事業者からの問い合わせ、要望も増える中、食品衛生監視員の資質向上についてもお願いしたい。職員の技量向上や適正な人員の配置についても考慮いただきたい。

【座長】

これらの計画案はこれからパブコメを経て、策定される予定となっている。

それでは、令和 6 年度も推進プランの数値目標達成に向けての各取組を実施していくということ

で、各団体の皆様にも御協力をお願いします。

④ 追加議題「有機フッ素化合物 PFAS」について

【山内委員】

有機フッ素化合物の PFOA、PFOS が全国各地で検出されているとの報道があり、東広島市でも1月下旬に暫定指針値の80倍を超えるPFASが検出された。原因は分からないところも多いが、米軍の関連、半導体製造などの工場、家庭でもフッ素加工されたフライパンなど様々な分野で有機フッ素化合物が使用されている。一般の方には不安をお持ちの方もおられるのではと思う。資料のとおり3つ質問をさせていただく。

【座長】

では関係部局の方より、まずは環境保全課からお願いします。

【環境保全課】

河川については、国が令和2年度にPFOS及びPFOAを要監視項目に追加したことから、令和3年度から県内の河川において、他の要監視項目と併せて、調査を実施している。現在、県、広島市、福山市が計画に基づいて、県内の7か所で調査を実施している。なお、この度の広島市と東広島市が瀬野川上流域で行った調査は計画に含まれていない。

県としては、引き続き、これらの調査地点における調査を継続して行い、知見の集積に努めることとしている。

海域については、PFOS、PFOA対策は水の飲用等により長期に渡って摂取した場合の健康被害を防止することが重要であることから、直接飲用利用しない海水については、現時点では対象とすることは考えていない。

広報については、公共用水域の測定結果については、環境白書やホームページにおいて公表しており、瀬野川水系での超過事案については、それぞれの市町において公表されている。

続いて、PFASの毒性、人への蓄積や健康影響に関する知見について、国によると、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見はない。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められている。国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていない。蓄積性については、PFOS、PFOAは代謝されにくい、消化管から体内に吸収されたのち、ゆっくりではあるが、体内から排泄されていくとされている。

【座長】

魚介類の検査についてはいかがか。

【水産課】

EUへの輸出に当たり、特定の海域で検査しているものはあるが、それ以外では現時点で検査はしていない。

【山内委員】

県内7か所の地点で測定しているとのことだが、実測値はどうか。

【環境保全課】

測定値はいずれも指針値を下回る結果。瀬野川の比較的下流で実施していたが、さらに上流を検査したところ今回基準値超過値が検出されたと聞いている。

【山内委員】

この7か所は大きな川の下流になるかと思うが、井戸水の定期的な調査はしていないか。

【環境保全課】

定期検査は河川のみだが、今回超過の井戸・地下水は市が追加調査する予定と聞いている。

【山内委員】

先ほどEUへの輸出に当たり検査しているとのことだったが、具体的な海域、対象、結果についてはいかがか。

【水産課】

対象は、三津湾の牡蠣で、PFOS、PFOAの合計で $5.0\mu\text{g}/\text{kg}$ が基準とされている。12月に国の委託で実施したが、結果はまだ出ていない。

【座長】

食品安全委員会の動向については。

【食品生活衛生課】

食品安全委員会では、海外のPFASに関するリスク評価の最近の動向、また、国が水質の目標値等の検討を開始したこと等を踏まえ、令和5年2月7日にPFASワーキンググループを設置し、これまでに7回開催しており、食品健康影響評価を行っている。

また、厚生労働省においては、食品安全委員会の正式な食品健康影響評価の結果を受けた後、都道府県等への対応を行うかも含め、検討を開始する予定であると聞いている。

⑤情報提供 「子育て応援イクちゃんサービス」参加店募集の周知協力について（子供未来応援課）

⑥情報提供 「いわゆる健康食品とその正しい使い方」講演会開催について（呉市保健所）

【座長】

ただいまの情報提供、また全体を通して、何か御質問、御意見等あるか。

【細野委員】

JAに伺いたいですが、食の安全への取組についてはどのようなものがあるか。

【全国農業協同組合連合会広島県本部】

生産現場では、安全な食品を安定的に供給するため、法令等に基づく取組は当然のこととして、一

次製品の生産者や一次加工品の製造者が抱える安全に係るコスト部分を広く県民の皆様には少しずつ御負担いただく理解醸成の取組も大切であると考えている。先ほど漬物製造業の制度変更の話もあったが、基準の厳格化の場面においては、ソフト面・ハード面の支援をお願いしたいと思う。漬物製造業においては直売所へ出荷する個人の事業者も多いため共同製造施設への支援など、近隣県の状況等も参考にしながら、地域経済の循環や地域活性化につながる取組をお願いしたい。

【山内委員】

追加議題で挙げた PFAS について、県のホームページでは情報を探し当てることができなかったので、現状の情報を分かりやすく公表していただきたいと思う。

【県漁連】

PFAS の海産物への影響について伺いたい。

【水産課】

現状で御提供できる情報はない。

【座長】

その他にないか。それでは、今回の協議会はこれで終了とする。円滑な進行へのご協力感謝する。

○閉会

【事務局】

谷本座長及び御出席者の皆様に感謝する。また、貴重な御意見をいただいたので、今後の参考とさせていただきます。